香港への農林水産物・食品の輸出に関するカントリーレポート（健康食品）

2024年11月
香港輸出支援プラットフォーム

目次

1.　香港の市場動向　・・・・・・・・・・・・・2

①　近年のサプリメントを含む
調整食料品の輸入動向　・・・・・・・・・　2

②　香港における健康食品の価格　・・・・・・・・・　3

2.　健康食品、医薬品、漢方薬等の違い　・・・・・・・・・・・・・4

①　品目の定義　・・・・・・・・・・4

3.　現地事業者の評価、要望等　・・・・・・・・・・・・・8

①　現地事業者等の声　・・・・・・・・・8

1． 香港の市場動向

① 近年のサプリメントを含む調整食料品の輸入動向

- 数量的には中国産のものが多いが、近年では、米国産のものが大幅に上昇している状況。
- 日本産については、コロナ禍で輸入金額が大きく増加したが、2022年は単価が大きく減少。

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年			前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	円換算(億円)	数量	金額	数量	金額
中国	34,470	1,244,060	36,959	1,499,886	42,722	1,744,702	42,595	2,122,259	46,064	3,778,144	694.8	8.14%	78.02%	46.20%	35.61%
米国	5,740	1,236,933	7,084	1,231,517	7,661	2,078,274	9,532	1,769,479	8,633	1,445,900	265.9	-9.43%	-18.29%	8.66%	13.63%
ドイツ	1,670	438,258	1,910	442,822	2,745	726,416	1,713	453,502	3,713	1,154,176	212.3	116.77%	154.50%	3.72%	10.88%
シンガポール	5,476	748,213	4,404	603,911	5,219	681,132	5,178	762,335	6,089	783,626	144.1	17.60%	2.79%	6.11%	7.39%
オランダ	2,257	324,094	2,145	382,896	2,879	509,519	2,238	608,473	1,741	575,311	105.8	-22.22%	-5.45%	1.75%	5.42%
日本	**4,718**	**602,262**	**8,742**	**887,451**	**5,217**	**1,208,155**	**5,049**	**671,528**	**4,485**	**515,013**	**94.7**	**-11.17%**	**-23.31%**	**4.50%**	**4.85%**
台湾	7,019	330,342	7,219	324,002	7,773	360,085	7,966	359,256	8,952	410,501	75.5	12.37%	14.26%	8.98%	3.87%
オーストラリア	7,585	853,389	4,480	574,112	2,005	439,430	704	277,924	1,015	348,421	64.1	44.22%	25.37%	1.02%	3.28%
韓国	4,392	213,132	4,801	184,048	5,375	359,859	4,333	253,431	4,354	239,179	44.0	0.47%	-5.62%	4.37%	2.25%
フランス	2,300	129,964	2,151	100,153	1,108	64,959	2,646	118,287	2,014	186,096	34.2	-23.87%	57.33%	2.02%	1.75%
全体	**92,218**	**7,238,204**	**93,432**	**7,274,162**	**95,663**	**9,321,646**	**94,909**	**8,714,489**	**99,704**	**10,608,352**	**1,951**	**5.05%**	**21.73%**	**100.00%**	**100.00%**

出所：香港統計局
HS 21069090 - FOOD PREPARATIONS, NESOI
コラーゲンパウダー・コラーゲンゼリー・コラーゲンタブレットを含む
日本円換算は18.39円/HKDで試算（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング為替相場 2023年間平均（TTS））

1． 香港の市場動向

② 香港における健康食品の価格

品目名・商品名	販売単位	販売価格（香港ドル）	原産国・産地	販売店の種別	販売店のターゲット
Healtheries ビタミンC（500MG）	200錠	249.00	ニュージーランド	現地系	該当なし
SWISSE Ultiboost ビタミンC・D・亜鉛・エキナセアの発泡錠剤	10錠	49.50	オーストラリア	現地系	該当なし
DHC ビタミンB	120粒/箱	115.00	日本	現地系	ローワーミドル
ファンケル ビタミンC	90粒/箱	35.00	日本	現地系	ローワーミドル
ラクトフィット5X金装乳酸菌	50包/個	138.00	韓国	現地系	ローワーミドル
五青習慣 天然濃縮青汁パウダー	12包/個	229.00	台湾	現地系	該当なし
日本命力 美目藍莓素	60粒/瓶	570.00	日本	現地系	アッパーミドル
Lively – ビタミンB-12 1,000mcg	100粒	180.00	米国	現地系	アッパーミドル

出所：ジェトロ香港事務所調べ(2024年3月)

2. 健康食品、医薬品、漢方薬等の違い

① 品目の定義

【健康食品に規制等はほとんどない一方で、医薬品には多くの規制があるため、まずは医薬品等に分類されるかを確認することが重要】

【健康食品】

現在日本国内において、健康食品（サプリメント、栄養補助食品、健康補助食品などを含む）に一義的な定義、およびHSコードは存在していません。ただし、消費者庁の定める保健機能食品制度において、健康食品は食品の一部と定義され、医薬品とは明確に区別されています。個々の製品が含む成分により異なるHSコードの対象となるため、輸出に際しては、健康食品が分類されるHSコードについて、事前に税関に確認することを推奨します。

【医薬品】

医薬品に該当するものについては、関税分類表第30類に規定されています。例えば、医薬品に該当するビタミン剤は次のように定義されます。

「3004.50：医薬品（混合しまたは混合していない物品からなる治療用または予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む）または小売用の形状もしくは包装にしたものにかぎるものとし、第30.02項、第30.05項または第30.06項の物品を除く）のうち、第29.36項のビタミンその他の物質を含有するもの」

なお、医薬品の輸入を管轄する香港衛生署（Department of Health）は、医薬品を次のように定義しています。・人体、動物の疾病治療、あるいは予防に用いられ、薬理学的、免疫学的または代謝作用により生理的機能を回復、矯正または修正しようとするもの、・先進医療製品。

一般的なビタミン剤やホエイプロテインなどは、通常では医薬品には該当しません。当該製品が医薬品に該当するかどうかの最終判断は、成分、表示、使用目的、広告方法などに従った包括的な個別判定によって行われます。詳細は香港衛生署の発行する「医薬品分類に関するガイダンスノート（Guidance Notes on Classification of Products as “Pharmaceutical Products”）」を確認してください。

2. 健康食品、医薬品、漢方薬等の制度の違い

① 品目の定義（続き）

【漢方薬】
漢方薬に該当するものについては、次のHSコードで規定されています。
1211.90.90:漢方薬（中薬材）として用いられる植物およびその部分、生鮮のものおよび冷蔵し、冷凍しまたは乾燥したものに限るものとし、切り、砕きまたは粉状にしたものであるかないかを問わない。
3003.90.91:漢方製薬（中成薬）、小売用に服用量に応じて小分けやパッケージングがなされていないもの
3004.90.91:漢方製薬（中成薬）、小売用に服用量に応じて小分けやパッケージングがなされているもの
なお、香港では「中医薬条例」（Cap.549 Chinese Medicine Ordinance）に基づき、いわゆる「漢方薬」を中薬材（Chinese herbal medicine）と中成薬（Proprietary Chinese medicine）に分類しています。ここでは、これらの区別を明確にするため、中薬材（Chinese herbal medicine）と中成薬（Proprietary Chinese medicine）の表記をそのまま用います。

【中薬材 （Chinese herbal medicine）】
同条例のSchedule 1あるいは2に含まれる物質

2. 健康食品、医薬品、漢方薬等の制度の違い

① 品目の定義（続き）

【中成薬 （Proprietary Chinese medicine）】
・次のいずれかのものを有効成分とし、それのみで調合されているもの
　a.中薬材（同条例のSchedule 1あるいは2に含まれるもの）
　b.中国人が習慣的に使ってきた薬草、動物、鉱物由来の物質
　c. aおよびbに該当する薬あるいは物質
・最終的な剤形に処方されたものであり、かつ
・ヒトの疾病あるいは症状の診断、治療、予防、緩和、もしくは人体の機能状態の調整に使うものとして知られているもの、あるいはそのように訴求されているもの

なお、中成薬については、中薬組（Chinese Medicine Board:CMB）によって、効能や薬理作用、新薬か否かなどの基準に基づいて次のように3つのグループに分類されています。グループに応じて製品登録ライセンス取得に際して必要とされるプロセスや提出文書などが異なります。

2. 健康食品、医薬品、漢方薬等の制度の違い

① 品目の定義（続き）

種類	説明	グループ1	グループII	グループIII
固有薬	•昔からの処方が行われているもの •昔からの処方を調整したもの •薬局方により処方されるもの •その他中華人民共和国の国家薬品基準由来の処方で、中薬組（CMB）に承認されたもの •単一の漢方薬	○	○	○
非固有薬	・健康維持薬 -人体の機能状態を調整する目的で使われ、かつ -新たに発見された漢方の薬草、薬草の中で新たに発見された医薬成分、薬草から抽出された薬効成分グループ、調合処方から抽出された一連の有効成分グループを含まないもの ・単一漢方薬草の顆粒 -単一漢方薬草から作られ、訴求している適応症や効果がその生薬と同一である顆粒	○	○	○
新薬	•新たに発見された漢方薬草 •漢方薬草のうち新たに発見された医薬成分 •漢方薬草から抽出された有効成分グループ •調合処方から抽出された一連の有効成分グループ •漢方の注射薬 •新しい漢方処方の製剤 •服用経路を変えた中成薬 •新たな適応症が加わった中成薬 •剤型を変えた中成薬	–	–	○

3. 現地事業者の評価、要望等

① 現地事業者等の声

事業者の要望等	・OEM対応できるものが良い。 ・ルールが食品だったり医薬品だったり漢方だったりというのが難しい。 ・効果はもちろんだが、「日本産」がブランドのため、安心で買える商品だと思ってくれる。
（参考） 香港人消費者の評価	・日本のサプリは評価も高く、日本の大手ドラッグストアが香港に初上陸した時には長蛇の列が出来た。 ・ただし、ドラッグストアでも、日本の風邪薬などの方が需要が高い気はする。

・ ジェトロ香港のヒアリング等

執筆：農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム 香港

本レポートに関する問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
香港事務所
電話番号：852-2526-4067
E-mail アドレス：hkgevent@jetro.go.jp

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。